

平成24年6月22日

当直規程

仙台高等裁判所
仙台地方裁判所
仙台家庭裁判所

仙台高等裁判所規程第1号

仙台地方裁判所規程第1号

仙台家庭裁判所規程第1号

仙台高等裁判所、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所当直規程を次のように定める。

平成24年6月22日

仙 台 高 等 裁 判 所
仙 台 地 方 裁 判 所
仙 台 家 庭 裁 判 所

仙台高等裁判所、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所当直規程
(目的)

第1条

仙台高等裁判所本庁（以下「高裁」という。）、仙台地方裁判所本庁（仙台簡易裁判所及び仙台検察審査会を含む。以下「地裁」という。）及び仙台家庭裁判所本庁（以下「家裁」という。）の勤務時間外における勾留質問、令状関係等の事件処理、庁舎、設備等の保全並びに文書等の收受、その他必要な事務を行うため、高裁、地裁及び家裁合同の当直を置く。

(当直の場所)

第2条

当直における事務の処理は、仙台高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の当直室において取り扱う。

(当直事務掌理者等)

第3条

1 当直に関する事項の掌理者（以下「掌理者」という。）は、高裁にあっては仙台高等裁判所事務局長、地裁にあっては仙台地方裁判所事務局長、家裁にあ

つては仙台家庭裁判所事務局長とする。

2 当直に関する事務は、高裁総務課が主管する。

(当直の種類等)

第4条

1 当直は、日直及び宿直とし、日直は、裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項各号に規定する裁判所の休日に置く。

2 日直は午前8時45分から午後5時15分までとし、宿直は午後5時15分から翌日の午前8時45分までとする。ただし、掌理者は、必要に応じて5時間未満の日直及び宿直を置くことができる。

3 掌理者は、宿直勤務の場合、当直室において、仮眠時間を確保できるように配慮する。

(当直要員)

第5条

1 当直要員は、高裁、地裁及び家裁の一般職の職員とする。

2 当直員の数は■人とし、うち■人は書記官とする。

3 掌理者は、前項に定める数を必要に応じて増減することができる。

(当直の割当て及び職員に対する周知)

第6条

1 当直の割当ては、当直割当簿を作成して行う。

2 職員に対する当直割当ての周知は、当直割当簿を回覧して行う。

(当直の回数)

第7条

職員ごとの当直勤務に従事する回数は、一月当たり5回を超えてはならない。

(当直の免除)

第8条

掌理者は、病気その他の理由により、当直勤務を命ずることが適当でないと

認める職員に対しては、当直を免除することができる。

(当直の交代)

第9条

1 当直の割当てを受けた職員が、やむを得ない事由により当直勤務に就くことができないときは、掌理者に対し、代直の申請をすることができる。

2 掌理者は、前項の申請を相当と認めるときは、これを許可することができる。

(当直主任)

第10条

1 当直員の上位の者をもって当直主任とする。

2 当直主任は、当直事務を総括し、その他の当直員は、当直主任の指揮監督の下に、相互に協力して当直事務に当たる。

(備付帳簿等)

第11条

当直室には、当直日誌及び必要な帳簿等を備え付ける。

(実施細則等)

第12条

掌理者は、協議の上、この規程の実施につき必要な事項を実施細則で定め、また、緊急の事態等に対処するため、当直事務に関し、この規程と異なる具体的措置を執ることができる。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から実施する。